

## 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

### 1. 日時

平成29年10月3日（火）8：10～18：35

### 2. 目的

中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

### 3. 視察委員

鎌田会長、大塚会長代理、樫見委員、中田委員

### 4. 視察先

富岡町 夜ノ森駅周辺、富岡町役場、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 等  
浪江町 浪江町中心部、浪江町役場、まち・なみ・まるしえ、室原地区 等  
南相馬市 南相馬市役所、雲雀ヶ丘病院、南相馬地酒生産推進協議会（大亀酒店）、福島県立小高産業技術高等学校、岩屋堂団地、おだか保育園 等

### 5. 市町からの主な意見

- 現地調査等の結果を踏まえ、速やかに原子力損害賠償紛争審査会を開催し、避難費用の賠償対象期間、借家に居住していた者の住居確保に係る損害について再考していただきたい。（富岡町）
- 避難指示解除後の「相当期間」について、避難指示解除後の実態をよく踏まえたうえで、適切な期間を示すこと。（浪江町）
- 住民が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊並びに、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき損害として中間指針に明示すること。（南相馬市）
- 避難指示等による区域は、賠償における絶対の基準ではなく、区域の内外に関わらず同等の損害が生じている場合には同等の賠償をするべき旨を中間指針に明示すること。（南相馬市）
- 避難指示解除の時期に関わらず、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域内の現実の不動産の被災状況に即し、これらに対しても全損評価による賠償をするべき旨を中間指針に明示すること。（南相馬市）
- 顕在化した現実中存在する原子力損害を反映した中間指針の改定を行うこと。（南相馬市）

平成29年10月3日 原子力損害賠償紛争審査会現地視察行程  
(富岡町、浪江町、南相馬市)

